

北里大学とお茶の水女子大学との間における学生交流に関する覚書

北里大学とお茶の水女子大学との間で平成 22 年 3 月 31 日に取り交わした協定書に基づく北里大学大学院薬学研究科とお茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科（以下「両大学院」という。）との間における学生交流に関しては、この覚書により実施するものとする。

- 1 北里大学大学院薬学研究科修士課程及び博士後期課程に在学する学生が、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科博士前期課程及び博士後期課程において、授業科目の履修を希望する場合は、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可する。
- 2 お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科博士前期課程及び博士後期課程に在学する学生が、北里大学大学院薬学研究科修士課程及び博士後期課程において、授業科目の履修を希望する場合は、北里大学大学院薬学研究科委員会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可する。
- 3 受け入れる学生の身分は、「特別聴講学生」と呼称するものとする。
- 4 履修を許可する授業科目は、両大学院の協議によって定めるものとする。
- 5 授業科目を履修し当該授業科目の試験に合格した者には、当該研究科の定めるところにより成績の評価及び所定の単位を与える。
- 6 授業科目の履修により修得したとみなすことができる単位数は、当該学生の所属する大学院学則の定めるところによるものとする。
- 7 両大学院は、特別聴講学生候補者を所定の様式により相手大学大学院あてに推薦するものとする。
- 8 両大学院は、前項により推薦のあった候補者のうちから特別聴講学生を決定し、相手大学大学院あてに通知するものとする。
- 9 両大学院は、前項に定める成績及び単位を学期末に相手大学大学院あてに通知するものとする。
- 10 特別聴講学生が履修する上で必要な設備の利用については、便宜を供与するものとする。
- 11 この覚書に定めるもののほか、協定の運営に関し必要な事項が生じた場合または変更をすることが必要となった場合には、その都度協議し、文書により合意する。

平成 22 年 4 月 1 日

北里大学
大学院薬学研究科長

伊藤 智 夫



平成 22 年 4 月 1 日

お茶の水女子大学
大学院人間文化創成科学研究科長

石口 幸

